

※各事業について点検し、結果欄は、ドロップダウンリストから当てはまるものを選択してください(指定を受けていない事業は選択不要。)

主眼事項	着眼点	結果
人員に関する基準 (指定短期入所) 1 従業者の員数	指定短期入所事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。  (1)法第5条第8項に規程する施設が指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所(併設事業所)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業員の総数は、基準以上の数となっているか。  (2)法第5条第8項に規程する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業所(空床利用型事業所)に置くべき従業員の総数は、基準以上の数となっているか。  (3)併設事業所又は空床利用型以外の指定短期入所事業所(単独型事業所)において、当該事業所に置くべき従業員の総数は、基準以上の数となっているか。	   適  適  該当なし
2 管理者	指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	適
設備に関する基準 (指定短期入所)	(1)指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規程する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものとなっているか。 (2)併設事業所にあつては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときに、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。 (3)空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有しているか。 (4)単独型事業所にあつては、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けているか。 (5)(4)に規程する設備は基準を満たしているか。	適  適  適  適  適